

# 第137期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2020年2月19日（水曜日）午前10時

## 開催場所

ANAクラウンプラザホテル富山  
3階「鳳」の間  
富山市大手町2番3号

## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

## 議決権行使期限

2020年2月18日（火曜日）  
午後4時35分まで

## 目次

第137期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	34
連結計算書類	55
計算書類	57
監査報告	59

(証券コード 6474)  
2020年1月31日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号

**株式会社 不二越**

代表取締役社長 坂本 淳

## 第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類を検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、2020年2月18日（火曜日）午後4時35分までに到着するよう返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年2月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市大手町2番3号  
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第137期（2018年12月1日から2019年11月30日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  2. 第137期（2018年12月1日から2019年11月30日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

## 4. その他本招集ご通知に関する事項

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人は、連結計算書類および計算書類として、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表も監査しております。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>) に掲載いたします。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

第137期の期末配当金につきましては、この方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金100円 総額 2,484,763,800円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年2月20日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

経営体制の強化をはかるため、新たに取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br><b>新任</b>                                                                                                                                   | はま もと さとし<br>濱 本 智<br>(1958年11月9日生) | 1983年4月 当社入社<br>2005年3月 当社部品事業部品質管理部長<br>2009年9月 当社部品事業部油圧製造所長<br>2011年2月 当社執行役員生産統括部長<br>2018年2月 当社上席執行役員那智不二越(江蘇)精密機械有限公司董事長兼總經理現在に至る | 5,016株         |
| (取締役候補者とした理由)<br>濱本智氏は、当社において生産部門に長く携わり、現在は中国生産子会社の代表を務めております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、様々な局面において経営に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。              |                                     |                                                                                                                                         |                |
| 2<br><b>新任</b>                                                                                                                                   | くに さき あきら<br>国 崎 晃<br>(1968年1月8日生)  | 1990年4月 当社入社<br>2016年2月 当社取締役ロボット事業部長<br>2018年2月 当社上席執行役員ロボットシステム担当<br>2019年2月 当社上席執行役員IoT事業本部長、ロボット事業部ロボットシステム技術担当<br>現在に至る            | 3,750株         |
| (取締役候補者とした理由)<br>国崎晃氏は、当社において長年ロボット事業に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。こうした経験と見識を活かして経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。                            |                                     |                                                                                                                                         |                |
| 3<br><b>新任</b><br><b>社外</b><br><b>独立</b>                                                                                                         | おか べ よう<br>岡 部 洋<br>(1955年8月1日生)    | 1980年4月 久保田鉄工(株)(現(株)クボタ)入社<br>2005年10月 (株)クボタ パイプエンジニアリング部長<br>2011年4月 同社パイプシステム営業ユニット理事<br>2013年4月 同社パイプシステム事業ユニット理事<br>(技術担当) 現在に至る  | 0株             |
| (社外取締役候補者とした理由)<br>岡部洋氏は、(株)クボタにおいて水関連事業に長く携わり、パイプエンジニアリング部長他を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして当社の経営を適切に監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                     |                                                                                                                                         |                |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡部洋氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 岡部洋氏が社外取締役に選任された場合、当社は、会社法第427条第1項により、同氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

本總會終結の時をもって監査役4名全員が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番      | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 小林 昌行<br>(1954年5月2日生)                                                                                                                       | 1977年4月 当社入社<br>2011年2月 当社取締役<br>2015年2月 当社常務取締役現在に至る       | 12,055株        |
| <b>新任</b> | (監査役候補者とした理由)<br>小林昌行氏は、当社において長年財務部門を担当しており、また2011年2月から取締役を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして経営を適切に監査することが期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                             |                |
| 2         | 堀 将志<br>(1954年4月8日生)                                                                                                                        | 1990年3月 当社入社<br>2011年2月 当社法務部長<br>2016年2月 当社常勤監査役現在に至る      | 5,986株         |
| <b>再任</b> | (監査役候補者とした理由)<br>堀将志氏は、当社において法務部門に長く携わり、2016年2月から常勤監査役を務めております。コンプライアンス全般に関する深い知見を活かして、今後も経営を適切に監査することが期待できるため、監査役として再任をお願いするものであります。       |                                                             |                |
| 3         | 山崎 昌一<br>(1956年11月21日生)                                                                                                                     | 1979年4月 (株)北陸銀行入行<br>2011年6月 同行執行役員<br>2015年2月 当社常勤監査役現在に至る | 3,122株         |
| <b>社外</b> | (社外監査役候補者とした理由)                                                                                                                             |                                                             |                |
| <b>独立</b> | 山崎昌一氏は、金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を引き続き適切に監査していただくため、社外監査役として再任をお願いするものであります。                                                            |                                                             |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | まつながとくひろ<br>松永徳宏<br>(1976年3月24日生)                                                                                                                 | 2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）、<br>あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所<br>2014年1月 西村あさひ法律事務所パートナー現在に至る | 0株             |
| 新任    | (社外監査役候補者とした理由)                                                                                                                                   |                                                                                          |                |
| 社外    | 松永徳宏氏は、弁護士として培われた専門知識と経験を活かし、当社の経営を適切に監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。 |                                                                                          |                |
| 独立    |                                                                                                                                                   |                                                                                          |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山崎昌一、松永徳宏の両氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は、山崎昌一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、松永徳宏氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 山崎昌一氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項により、山崎昌一氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、松永徳宏氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。



## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されておりますが、本議案は、当社取締役（以下のとおり社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、その詳細に関しましては、下記2. の枠内で当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社は、かかる目的に照らし、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2007年2月21日開催の当社第124期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬の限度額（年額1,000百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2020年11月末日で終了する事業年度から2022年11月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下、同じとします。）に対して支給するものであります。

なお、第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は14名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

|   |                                                     |                                            |
|---|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ① | 本制度の対象者                                             | 当社取締役（社外取締役を除く。）                           |
| ② | 対象期間                                                | 2020年11月末日に終了する事業年度から2022年11月末日に終了する事業年度まで |
| ③ | ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金750百万円                                  |
| ④ | 当社株式の取得方法                                           | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法    |
| ⑤ | ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                | 1事業年度あたり60,000ポイント                         |
| ⑥ | ポイント付与基準                                            | 役位等に応じたポイントを付与                             |
| ⑦ | ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                  | 原則として退任時                                   |

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金750百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間満了の都度、当社取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下、同じとします。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金250百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、その内容は下記1. の提案の理由に記載しております。以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記2. (1)をご参照ください。）に関する対応策（買収防衛策）の導入についてご承認いただきました。その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会および2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが（以下、当社第134期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現施策」といいます。）、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての現施策の継続の是非や内容について検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2020年1月15日開催の当社取締役会において、本総会の決議による承認を条件として現施策を継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を下記2. のとおり決議いたしました。

つきましては、本施策を継続することにつき、当社定款第19条の定めに基づき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本施策は、現施策から文言等の形式的な見直しを行っておりますが、実質的な内容に変更はありません。

### 1. 提案の理由

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記2. (1)をご参照ください。）の行う大規模買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グル

ープの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

そして、実際に大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。このため、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

上記の見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、ならびに大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

なお、2019年11月30日現在における当社株式の状況は別紙1に記載のとおりです。

## 2. 本施策の内容

### (1) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、

かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者(注2)およびその共同保有者(注3)、または②当社株券等の買付け等(注4)を行う者およびその特別関係者(注5)をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合(注6)をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(注7)の合計をいいます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式総数(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## (2) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール(下記①)および大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置(下記②)から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供(下記①(a))ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与(下記①(b))を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として(下記②(a))、そ

の発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（下記②(b)）。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました（下記①(c)および②(c)）。

なお、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

#### ① 大規模買付ルール

##### (a) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ、当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称または商号、主たる事務所または本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合にはその旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、大規模買付ルールを順守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後10営業日（注9）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者において意向表明書に補充して提供していただきたい情報のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的項目は、次の(i)から(vi)までのとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

(注9) 「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

- (i) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヶ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）および具体的内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の株券等保有割合、保有株券等の数および直近6ヶ月間の当社株券等の買付状況
- (iv) 大規模買付行為における当社株券等の買付価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件
- (v) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- (vi) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- (vii) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- (viii) 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- (ix) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- (x) 大規模買付者が提供する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- (xi) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由



- (xii) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期ならびにいかなるときに当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (xiii) 大規模買付行為後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨および理由
- (xiv) 大規模買付行為後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- (xv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- (xvi) 当社の他の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な情報が揃うまで追加的に情報の提供を求めることがあります。ただし、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書およびこれを補充する情報（以下「大規模買付者提供情報」といいます。）は、株主の皆様判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者による大規模買付者提供情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに速やかに開示いたします。

(b) 取締役会における検討および評価

次に、大規模買付者には、上記(a)に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同

の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、下記(c)(iii)に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。ただし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。）中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、下記(c)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対して当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

#### (c) 独立委員会の設置・勧告等

当社は、本施策の継続にあたり、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置しております（独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任します。なお、本施策の継続にあたって予定している独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会が情報提供完了通知を行うにあたっては、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報が十分か否かを諮問するものとします。また、当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報ならびに当社取締役会による評価および分析結果を提供のうえ、当社取締役会が決議しようとする具体的な大規模買付対抗措置について、その発動の是非を諮問するほか、当社取締役会としての代替的提案の内容が相当か否か、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取

締役会が独立委員会に諮問すべきと判断した事項を諮問するものとします。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価および分析結果ならびに外部専門家等の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を必要に応じて外部の第三者からみずから入手、検討して、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

(i) 大規模買付対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、原則として大規模買付対抗措置の発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の発動を勧告した後も、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと独立委員会が判断した場合には、大規模買付対抗措置の停止または変更の勧告を行うことがあります。

(ii) 大規模買付対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれにも該当しないか、または該当しても大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、大規模買付対抗措置を発動することの新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(iii) 取締役会評価期間の延長を行う場合

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に上記(i)または(ii)に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付行為の評価または検討、大規模買付者との交渉または協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長

すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受け  
たうえで大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うこと等を勧告すること  
ができるものとします。

## ② 大規模買付対抗措置

### (a) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行っ  
た場合等、下記(b)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件をみだす場合は、当社  
取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の  
法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することがで  
きるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新  
株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」に定めるとおりとしま  
す。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さな  
いこと等の行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新  
株予約権を取得する旨の取得条項を付す場合があります。

### (b) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、  
次の(i)または(ii)に定める要件を具備する場合に限るものとします。

(i) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出することなく大規模買付行為を行  
った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付  
行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を  
含みます。）が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大  
規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の  
発動を決議することができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、大規模買  
付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有す  
るに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グル  
ープの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあつて  
も、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会は、原則として相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。具体的には、次の(ア)から(キ)までのいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (オ) 最初の買付けで当社株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合
- (カ) 大規模買付者による支配権取得および支配権取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損するおそれがあるまたは当社グループの企業価値の維持および向上を妨げる重大なおそれがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合

(キ) 買付条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適当な買付けである場合

(c) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、上記(b)の具体的な大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、その勧告を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していない場合、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社グループまたは株主の皆様に着しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとしますが、独立委員会により、大規模買付行為が上記②(b)(ii)に記載の各発動要件に該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であるとして大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。ただし、当該勧告がなされた場合でも、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断したときは、大規模買付対抗措置を発動しないこともあります。

当社取締役会は、いったん大規模買付対抗措置の発動の決議をした後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付対抗措置の停止または変更を行うことがあります。例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、(ア)当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、(イ)新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。このような大規模買付対抗措置の停止または変更を行う場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報を開示いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

### ③ 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策は、本総会において、出席株主の皆様様の議決権の過半数の賛成を得られた場合に限り継続するものであり、有効期間は2023年2月に開催予定の当社第140期定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、(a)本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲内で当社取締役会において随時修正・見直し(本施策に関する法令・金融商品取引所の定める規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合その他株主の皆様様に不利益を与えない場合を含みます。)をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または(b)当社株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものとします。

なお、当社は、本施策を廃止または変更した場合、速やかにその旨を開示いたします。

④ 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2020年1月15日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項、用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(3) 本施策が株主および投資家の皆様に及ぼす影響について

① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、その導入・継続時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は、その法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その持株数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の皆様は議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取



得し、これと引換えに当社株式を交付することができる旨の取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（この場合、かかる株主の皆様には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、上記(2)②(c)(ii)で述べているとおり、当社は、例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、(a)当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、(b)新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当ての対象となる株主の皆様が確定した後1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 3. 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### (1) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記1.に記載の当社の基本方針に沿うものです。

#### (2) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本施策は株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的

上記1. で述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものです。

また、上記2. (2)①で述べた大規模買付ルールの内容ならびに2. (2)②で述べた大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するような大規模買付行為までもも不当に制限するものではないと考えます。

② 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも上記2. (2)において具体的かつ明確に示したところであり、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

③ 株主意思の反映

上記2. (2)③「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」で述べたとおり、本施策は、本総会に議案として提出し、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られる場合に限り継続するものであります。また、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって、廃止または変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主総会決議を通じて株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

④ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、上記2. (2)②(b)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として客観的かつ明確な基準を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、上記2. (2)②(c)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取

締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

⑤ 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本施策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、本施策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(2)③の「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」に記載しましたとおり、本施策は、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会において選任された当社取締役で構成された当社取締役会により廃止することができますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 当社株式の状況（2019年11月30日現在）

- ・発行可能株式総数 60,000,000株
- ・発行済株式総数 24,919,343株  
（うち自己株式数 71,705株）
- ・株主数 19,066名
- ・大株主の状況

| 順位 | 株主名                       | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|----|---------------------------|---------|---------|
| 1  | 那智わねい持株会                  | 2,206   | 8.88    |
| 2  | ナチ不二越従業員持株会               | 1,418   | 5.71    |
| 3  | 株式会社三菱UFJ銀行               | 1,188   | 4.78    |
| 4  | トヨタ自動車株式会社                | 916     | 3.69    |
| 5  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 901     | 3.63    |
| 6  | 株式会社北陸銀行                  | 865     | 3.49    |
| 7  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 809     | 3.26    |
| 8  | 日本生命保険相互会社                | 793     | 3.19    |
| 9  | ナチ取引店持株会                  | 789     | 3.18    |
| 10 | 住友生命保険相互会社                | 754     | 3.03    |

（注1）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（注2）持株比率は、自己株式（71千株）を控除して計算しております。なお、自己株式にはE S O P信託が所有する当社株式401千株を含んでおりません。

以 上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 委員会の委員は、3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 委員会は、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか、具体的な大規模買付対抗措置の内容が相当であるか、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項等について検討・評価のうえ、委員会として決定を行い、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。  
委員会は、当社取締役会に対する勧告の前提として、大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求、大規模買付行為の提案があった事実の公表、大規模買付行為に関する条件についての大規模買付者との交渉等を、当社取締役会に要請することができる。
5. 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者に対して説明を求めることができる。
6. 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
7. 委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

### 独立委員会委員の略歴

本施策継続時の独立委員会の委員は、以下の3名とする予定です。

児玉 純一（こだま じゅんいち：1955年5月21日生）

【略歴】

1979年4月 三井物産(株)入社  
2010年6月 同社情報産業本部EMS事業部長  
2013年4月 シャープ(株)執行役員コーポレート統括本部事業開発担当  
2019年2月 当社社外取締役（現）

（注1）児玉純一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
（注2）当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

山崎 昌一（やまざき まさかず：1956年11月21日生）

【略歴】

1979年4月 (株)北陸銀行入行  
2011年6月 同行執行役員  
2015年2月 当社社外監査役（現）

（注1）山崎昌一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
（注2）当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

松永 徳宏（まつなが とくひろ：1976年3月24日生）

【略歴】

2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）、  
あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所  
2014年1月 西村あさひ法律事務所パートナー（現）

（注1）松永徳宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
（注2）同氏は、本総会において選任されることを条件として、当社社外監査役に就任する予定であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、35,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これらの①から④までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注3）（以下「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

（注1）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注2）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。なお、その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注3）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。



## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

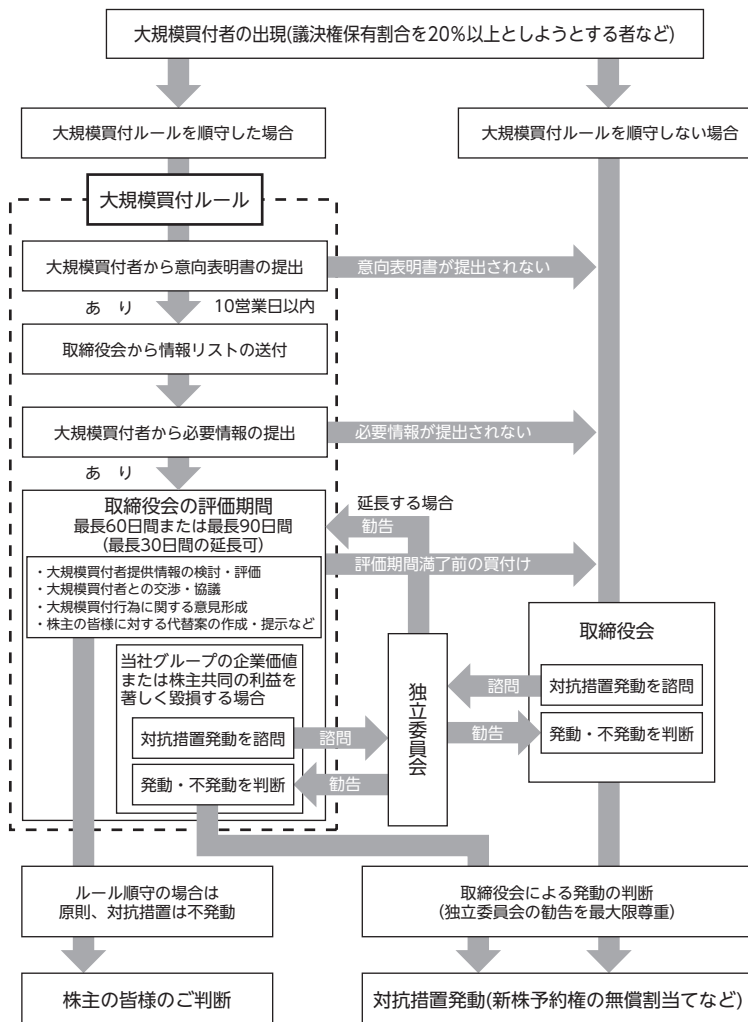
その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

本施策に係る手続きの流れの概要



(注) 本図は、本施策の理解に資することを目的として、本施策に係る手続きの流れの概要を記載したものです。本施策の詳細につきましては、本文をご参照ください。

## (添付書類)

### 事業報告 (2018年12月1日から 2019年11月30日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、米中通商問題の影響拡大や英国のEU離脱問題などで、世界経済の減速感が一段と強まり、総じて厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、ロボット事業を核に、工具、工作機械、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、国内外での新規開拓や、画期的な新商品の市場投入などによる受注・売上の拡大にとり組んでまいりました。また、足もとの収益改善と、中長期的な業容の拡大に向けて、営業・開発・生産体制を強化してまいりました。

しかしながら、国内では自動車や産業機械の弱さが見られ、また、中国を中心に海外市場も減速したことにより、当期の連結売上高は、2,490億円（前期比1.2%減）、このうち、国内売上高は1,350億円（同3.1%増）、海外売上高は1,140億円（同5.9%減）となりました。利益面につきましては、生産性の改善やコストダウンにとり組みましたが、円高に加え、原材料やエネルギー価格の高止まり、人件費増などが収益を圧迫し、営業利益は133億円（同12.8%減）、経常利益は122億円（同11.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は82億円（同7.8%減）となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、中国など海外市場減速の影響があったものの、工具やロボットの新商品の投入や工作機械の大型案件もあり、売上高は877億円（前期比1.3%増）となりました。

部品事業では、建設機械分野の需要は底堅く推移したものの、自動車・産業機械分野での減産の影響があり、売上高は1,430億円（同3.2%減）となりました。

その他の事業では、特殊鋼の販売価格の引き上げなどにより、売上高は182億円（同3.3%増）となりました。

## 事業分野別売上高

| 区 分                               |           | 第 136 期<br>(2018年11月期) |       | 第 137 期<br>(2019年11月期) |       | 増 減     |       |
|-----------------------------------|-----------|------------------------|-------|------------------------|-------|---------|-------|
|                                   |           | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額     | 増 減 率 |
|                                   |           | 百万円                    | %     | 百万円                    | %     | 百万円     | %     |
| 工 具<br>工 作 機 械<br>ロ ボ ッ ト         | 工 具       | 35,263                 | 14.0  | 34,518                 | 13.9  | △ 744   | △ 2.1 |
|                                   | 工 作 機 械   | 17,978                 | 7.1   | 22,510                 | 9.0   | 4,532   | 25.2  |
|                                   | ロ ボ ッ ト   | 33,413                 | 13.2  | 30,710                 | 12.3  | △ 2,702 | △ 8.1 |
| 機 械 工 具 事 業 計                     |           | 86,654                 | 34.4  | 87,739                 | 35.2  | 1,084   | 1.3   |
| ベ ア リ ン グ<br>油 圧 機 器<br>部 品 事 業 計 | ベ ア リ ン グ | 83,216                 | 33.0  | 77,206                 | 31.0  | △ 6,010 | △ 7.2 |
|                                   | 油 圧 機 器   | 64,635                 | 25.6  | 65,846                 | 26.4  | 1,210   | 1.9   |
|                                   | 部 品 事 業 計 | 147,852                | 58.6  | 143,052                | 57.4  | △ 4,799 | △ 3.2 |
| 特 殊 鋼<br>そ の 他                    | 特 殊 鋼     | 16,164                 | 6.4   | 16,686                 | 6.7   | 522     | 3.2   |
|                                   | そ の 他     | 1,538                  | 0.6   | 1,598                  | 0.6   | 59      | 3.9   |
| そ の 他 の 事 業 計                     |           | 17,703                 | 7.0   | 18,285                 | 7.3   | 582     | 3.3   |
| 合 計                               |           | 252,209                | 100.0 | 249,077                | 100.0 | △ 3,132 | △ 1.2 |

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は214億円であり、その主なものは、日本およびアジアにおける自動車向け高機能ベアリングの生産能力増強と超硬素材の内製化、国内工場増設を中心とした生産体制強化ならびに合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

### (3) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、米中通商問題をはじめ先行きが不透明であり、現時点におきましては、自動車・産業機械・建設機械・市販分野ともに需要動向が見通しづらい状況にあります。また、当社の主要な需要分野である自動車分野におけるEV化や自動運転化の加速、ものづくりのFA化・IoT化の進展など、当社をとり巻く経営環境も、大きく変化しております。

当社グループといたしましては、このような構造変化を大きなチャンスととらえ、「ロボットを核に 世界最高水準の技術で ものづくりの革新をリードする」を新しい中期スローガンとして、営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化してまいります。そして、ロボットをはじめ多彩な事業・技術・生産ノウハウを有する独自性を活かし、新しい商品・新しいビジネスチャンスを創出するとともに、抜本的なコストダウン、人材の強化・育成を含めた構造改革にとり組み、業績の一層の向上に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 第134期<br>(2016年11月期) | 第135期<br>(2017年11月期) | 第136期<br>(2018年11月期) | 第137期(当期)<br>(2019年11月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 売上高                 | 211,449              | 237,461              | 252,209              | 249,077                  |
| 営業利益                | 11,139               | 16,130               | 15,306               | 13,348                   |
| 経常利益                | 7,765                | 14,690               | 13,901               | 12,241                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 3,929                | 9,747                | 8,945                | 8,245                    |
| 1株当たり当期純利益          | 158.32               | 392.24               | 359.96               | 331.89                   |
| 総資産                 | 269,438              | 299,155              | 295,550              | 300,751                  |
| 純資産                 | 104,415              | 119,399              | 121,076              | 124,797                  |
| 1株当たり純資産額           | 3,945.99             | 4,543.01             | 4,609.38             | 4,836.51                 |

(注) 1. 2018年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第134期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 当期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用しており、第136期につきましては遡及処理後の総資産を記載しております。

#### (5) 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 機械工具事業 | 切削工具、塑性加工工具、切断工具、<br>工作機械、機械加工システム、<br>ロボット、ロボットシステム |
| 部品事業   | ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス                                 |
| その他の事業 | 特殊鋼、コーティング、工業炉                                       |

(6) 主要な事業拠点

① 当 社

本 社 東京都港区東新橋一丁目9番2号（汐留住友ビル）  
支 社 東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）  
支 店 北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、  
中国四国（広島県）、九州（福岡県）  
営 業 所 北海道、福島、山形、信州（長野県）  
事 業 所 富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上、富山県）

② 子会社

国 内 株式会社ナチ関東（東京都）  
株式会社ナチ常盤（東京都）  
株式会社ナチベアリング製造（富山県）  
海 外 NACHI AMERICA INC.（アメリカ）  
NACHI EUROPE GmbH（ドイツ）  
不二越（中国）有限公司  
那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国）  
NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.（タイ）  
NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.（シンガポール）

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事  
業  
報  
告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

## (7) 従業員の状況

|        |        |
|--------|--------|
| 従業員数   | 前期末比増減 |
| 7,456名 | 28名減   |

## (8) 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金          | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容                       |
|---------------------------------------|--------------|-------------|-------------------------------|
| 株式会社ナチ関東                              | 60百万円        | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |
| 株式会社ナチ常盤                              | 92百万円        | 59.7%       | 工作機械・ロボット・油圧機器等の販売            |
| 株式会社ナチベアリング製造                         | 89百万円        | *100.0%     | ベアリング製造                       |
| NACHI AMERICA INC.                    | 56,160千米ドル   | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |
| NACHI EUROPE GmbH                     | 1,615千ユーロ    | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売        |
| 不二越（中国）有限公司                           | 250,516千元    | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売        |
| 那智不二越（江蘇）精密機械有限公司                     | 144,957千元    | 100.0%      | 工具・ロボット・油圧機器・カーハイドロリクス製造      |
| NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. | 1,176百万バーツ   | 100.0%      | ベアリング製造販売<br>工具・ロボット・油圧機器等の販売 |
| NACHI SINGAPORE PRIVATE LTD.          | 540千シンガポールドル | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |

(注) \*は子会社による出資を含む比率であります。

## (9) 主要な借入先および借入額の状況

| 借入先         | 借入金残高         |
|-------------|---------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 14,254<br>百万円 |
| 株式会社北陸銀行    | 10,178        |



## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 24,919,343株  
 (うち自己株式数 71,705株)  
 (3) 株主数 19,066名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                     | 持 株 数               | 持 株 比 率           |
|---------------------------|---------------------|-------------------|
| 那 智 わ ね い 持 株 会           | 2,206 <sup>千株</sup> | 8.88 <sup>%</sup> |
| ナ チ 不 二 越 従 業 員 持 株 会     | 1,418               | 5.71              |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行     | 1,188               | 4.78              |
| ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社       | 916                 | 3.69              |
| 日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 901                 | 3.63              |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行           | 865                 | 3.49              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 809                 | 3.26              |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 793                 | 3.19              |
| ナ チ 取 引 店 持 株 会           | 789                 | 3.18              |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社       | 754                 | 3.03              |

(注) 持株比率は自己株式（71千株）を控除して計算しております。なお、自己株式にはE S O P信託が所有する当社株式401千株を含んでおりません。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 取締役および監査役の様況

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|---------------------------|
| *取締役 会長   | 本 間 博 夫 |                           |
| *取締役 社長   | 坂 本 淳   |                           |
| 取締役 副社長   | 林 秀 憲   | 国内営業統括、中日本営業担当            |
| 常務取締役     | 藤 檉 茂   | 人事担当、調達担当                 |
| 常務取締役     | 小 林 昌 行 | 財務・総務担当、リスク管理総括           |
| 常務取締役     | 原 英 明   | 中国事業担当、不二越（中国）有限公司中国総代表   |
| 取 締 役     | 井 上 徹   | コンプライアンス本部長、工具拡販部〔海外〕部長   |
| 取 締 役     | 古 澤 哲   | 海外営業管理担当、海外人事担当           |
| 取 締 役     | 浦 田 信 一 | 技術開発本部長、品質保証担当            |
| 取 締 役     | 塚 本 裕   | 工具・マテリアル事業担当              |
| 取 締 役     | 佐々木 法 嗣 | アジア営業担当                   |
| 取 締 役     | 三 浦 昇   | 東日本支社長                    |
| 取 締 役     | 赤 川 正 寿 | ロボット事業部長                  |
| 取 締 役     | 児 玉 純 一 |                           |
| 常 勤 監 査 役 | 山 田 寛   |                           |
| 常 勤 監 査 役 | 堀 将 志   |                           |
| 常 勤 監 査 役 | 山 崎 昌 一 |                           |
| 監 査 役     | 飯 村 北   | 弁護士（弁護士法人西村あさひ法律事務所社員）    |

(注) 1. \*は代表取締役であります。

2. 2019年2月19日開催の第136期定時株主総会において、新たに、赤川正寿、児玉純一の両氏が取締役を選任され就任いたしました。また、薄田賢二、渡辺孝一、塚原一男の各氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

3. 2019年2月19日開催の取締役会において、坂本淳氏が取締役から取締役社長に、また、原英明氏が取締役から常務取締役に、それぞれ選定され就任いたしました。

4. 2019年4月30日付にて、取締役岩田眞二郎氏は辞任により退任いたしました。
5. 取締役児玉純一氏は、社外取締役であります。
6. 常勤監査役山崎昌一、監査役飯村北の両氏は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役山崎昌一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役児玉純一、常勤監査役山崎昌一、監査役飯村北の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 取締役古澤哲氏は、(株)マルカの社外監査役を兼任しております。
10. 取締役児玉純一氏は、ミナトホールディングス(株)の社外取締役を兼任しております。
11. 監査役飯村北氏は、マルハニチロ(株)の社外取締役および(株)ヤマダ電機の社外監査役を兼任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 員 | 支 給 額  |
|-------|-----|--------|
| 取 締 役 | 18名 | 467百万円 |
| 監 査 役 | 4名  | 76百万円  |
| 合 計   | 22名 | 544百万円 |

- (注) 1. 上記の取締役の人員には、2019年2月19日開催の第136期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）、同年4月30日付にて退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、社外役員5名に対する報酬47百万円が含まれております。うち、社外取締役1名は2019年2月19日開催の第136期定時株主総会の終結の時をもって、また、同1名は同年4月30日付にて、それぞれ退任しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社の関係

社外監査役の飯村北氏は、2019年12月31日付にて西村あさひ法律事務所を退所いたしました。当社は、同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。なお、社外役員のその他の兼職先につきましては、上記(1)の(注)をご参照ください。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 出 席           | 状 況         |
|-------|-----------|---------------|-------------|
| 社外取締役 | 岩 田 眞 二 郎 | 取締役会 全7回中5回   | —           |
| 社外取締役 | 児 玉 純 一   | 取締役会 全11回中7回  | —           |
| 社外監査役 | 山 崎 昌 一   | 取締役会 全15回中15回 | 監査役会 全9回中9回 |
| 社外監査役 | 飯 村 北     | 取締役会 全15回中11回 | 監査役会 全9回中8回 |

- (注) 1. 取締役岩田眞二郎氏は、2019年4月30日付にて退任しております。  
2. 全回数異なるのは、在任時期の違いによるものであります。

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、2019年4月30日付にて社外取締役を退任した岩田眞二郎氏との間でも、同様の契約を締結しておりました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等          | 57百万円 |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 57百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制についての決定内容)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議を行いました。同基本方針の内容は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の全社員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「不二越企業市民ルール」を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。
- ② 社長を委員長とし、社外の弁護士を加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる全社の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。とくに、公正な企業間取引を推進するため、「独占禁止法遵守マニュアル」を制定し教育・啓蒙活動にとり組む。
- ③ 監査部は、監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を関係役員・所轄長へ適宜報告する。
- ④ 当社は、「内部通報制度」の活用、一層の周知徹底をはかり、法令・定款違反行為等の未然防止に努める。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、法令および「文書管理規程」などの社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理総括取締役および「リスク管理委員会」を置き、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。
- ② 各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを基本として、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 取締役会を月1回程度定例的に開催し、法定事項および経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、ボードメンバーが経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。
- ② 役付取締役をメンバーとする常務会を設け、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完する。
- ③ 各事業・営業・本社機能担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。

#### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ② 「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づき、グループ会社を含めたリスク管理体制を構築する。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、販売、生産、海外など、グループ会社ごとに関係会社管理の主管所轄を置き、必要な管理、各部門との調整を行う。
- ④ 当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づきグループ会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。
- ⑤ 「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、グループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。
- ⑥ 監査役、監査部は、グループ会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。
- ⑦ 当社はグループ共通の「内部通報制度」を通じて、グループ会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

- ② 当該使用人は、監査役補助業務の遂行については、監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令は受けない。
  - ③ 当該使用人の人事異動・人事評価については、監査役と協議のうえ決定する。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
    - ・当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
    - ・法令・定款に違反する行為、もしくはそのおそれがある事項
    - ・その他、監査役が職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項
  - ② 当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、監査役へ報告を行った者について当該報告をしたことを理由として不利に取り扱うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、決裁書など業務執行に係る重要事項を閲覧する。
  - ② 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
  - ③ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、「不二越企業市民ルール」をグループの行動規範として位置づけて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、それらの勢力および団体から不当な要求を受けた場合には、外部の関連機関などとも連携し毅然とした対応をとる。



## (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針について決議するとともに、当社グループの全社員が守るべき行動規範として、「不二越企業市民ルール」を制定している。そして、当社グループの全社員を対象とした教育を毎年継続的に実施することにより、社員一人ひとりが、その内容を理解して良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底している。

また、当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、監査部内部統制推進室が定期的にモニタリングし、内部統制が有効に機能するよう、必要な是正・改善を行っている。

### (2) コンプライアンス

当社グループの全社員に対し、職位に応じて必要なコンプライアンスに関する社内教育を実施し、コンプライアンス意識の向上をはかっている。

また、当社グループを対象とした内部通報制度である「よろず相談窓口」を設け、運用規程を社内掲示板に掲載し、また定期的に案内メールを配信するなどその活用をはかるとともに、海外拠点にも内部通報窓口を設けることにより、コンプライアンスの実効性を高めている。

### (3) リスクマネジメント

「リスク管理委員会」が中心となって、想定されるリスク項目ごとに管理方針を定め、重要性の評価などを行っている。そして、各種リスクについて、主管所轄を明確にして未然防止策を検討・実施し、リスクの最小化をはかっている。

### (4) 取締役の職務執行

原則として月に1回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する決議を行うほか、役付取締役をメンバーとする常務会を設けて、経営体制や事業構造の改革などのテーマについて審議し、取締役会の意思決定を補完している。

また、「業務分掌規程」に基づき、各組織の職務分掌を定め、業務を組織的かつ効率的に実施している。

(5) グループ会社管理体制

当社グループにおける業務を適正かつ効率的に実施するため、グループの行動規範である「不二越企業市民ルール」を定めているほか、グループ会社の重要な意思決定については、「グループ会社管理規程」に定める手続に基づいて当社と協議するなど、グループが一体となった経営を行っている。

(6) 監査役の監査体制

現在、監査役を補助する使用人を置いていないが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこととしている。

監査役は自ら必要と考える当社およびグループ会社の社内会議への出席を通じて、経営上の重要な事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の整備、運用状況を確認している。

また、監査役は、決裁書類等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めるほか、内部監査の実施状況、内部通報制度「よろず相談窓口」の運用状況について都度報告を受けている。

## 6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）をして株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

### ① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社は、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命のもと、持続的な成長と企業価値の向上に努めることを最重要課題と考えております。そして、長期ビジョンとして、「成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業へ」を掲げ、経営基盤の強化にとり組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械・メカトロニクスメーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品ラインナップとFAシステム、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充ちたいします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記(1)に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会および2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第134期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現施策」といいます。）。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、現施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、2020年1月15日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現施策を継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）について決議いたしました。

- (a) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記(1)に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、2023年2月に開催予定の当社第140期定時株主総会終結の時までとします。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nachifujikoshi.co.jp/>) に掲載の2020年1月15日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(3) 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記(2)①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様の意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手続について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと、(viii)本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2019年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	141,930	流 動 負 債	104,879
現 金 及 び 預 金	21,512	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	51,906
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	56,777	短 期 借 入 金	35,572
商 品 及 び 製 品	26,377	リ ー ス 債 務	309
仕 掛 品	15,843	未 払 費 用	8,303
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	17,080	未 払 法 人 税 等	1,595
そ の 他	4,381	そ の 他	7,190
貸 倒 引 当 金	△ 41	固 定 負 債	71,074
固 定 資 産	158,820	長 期 借 入 金	50,810
有 形 固 定 資 産	116,838	リ ー ス 債 務	559
建 物 及 び 構 築 物	30,466	繰 延 税 金 負 債	6,869
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	68,087	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22
土 地	9,615	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10,501
リ ー ス 資 産	1,156	そ の 他	2,310
建 設 仮 勘 定	4,847	負 債 合 計	175,953
そ の 他	2,664	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	3,144	株 主 資 本	113,354
の れ ん	287	資 本 金	16,074
ソ フ ト ウ エ ア	1,125	資 本 剰 余 金	11,252
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	853	利 益 剰 余 金	88,297
そ の 他	877	自 己 株 式	△ 2,269
投 資 そ の 他 の 資 産	38,837	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,878
投 資 有 価 証 券	25,697	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,265
長 期 貸 付 金	8	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 5,825
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,200	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 561
繰 延 税 金 資 産	1,574	非 支 配 株 主 持 分	6,563
そ の 他	3,368	純 資 産 合 計	124,797
貸 倒 引 当 金	△ 12	負 債 及 び 純 資 産 合 計	300,751
資 産 合 計	300,751		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結損益計算書 (2018年12月1日から  
2019年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		249,077
売上原価		195,322
売上総利益		53,754
販売費及び一般管理費		40,406
営業利益		13,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	826	
持分法による投資利益	44	
その他	1,182	2,053
営業外費用		
支払利息	884	
その他	2,275	3,160
経常利益		12,241
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産除売却損	164	
投資有価証券評価損	172	
子会社清算損	100	437
税金等調整前当期純利益		11,813
法人税、住民税及び事業税	2,892	
法人税等調整額	354	3,247
当期純利益		8,565
非支配株主に帰属する当期純利益		320
親会社株主に帰属する当期純利益		8,245

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2019年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,215	流動負債	95,092
現金及び預金	8,307	支払手形	1,754
受取手形	14,074	買掛金	13,854
売掛金	30,436	電子記録債権	29,041
電子記録債権	4,196	短期借入金	29,360
商品及び製品	8,630	リース債権	243
仕掛品	11,378	未払金	3,938
原材料及び貯蔵品	10,848	未払費用	5,050
前払費用	235	未払法人税等	314
未収入金	551	前受金	247
その他の金	3,715	預り金	10,844
貸倒引当金	△ 157	その他の金	442
固定資産	144,581	固定負債	59,520
有形固定資産	75,381	長期借入金	46,712
建築物	18,792	リース債権	444
機械及び装置	921	繰延税金負債	3,203
車両運搬具	44,591	退職給付引当金	7,341
工具器具及び備品	15	その他の	1,818
土地	1,286	負債合計	154,613
リース資産	7,033	(純資産の部)	
建設仮勘定	602	株主資本	71,054
無形固定資産	2,139	資本剰余金	16,074
ソフトウェア	1,742	資本準備金	11,449
ソフトウェア仮勘定	885	その他資本剰余金	11,420
その他の	825	利益剰余金	29
投資その他の資産	30	利益準備金	45,799
投資有価証券	67,457	その他利益剰余金	353
関係会社株式及び出資金	23,923	別途積立金	45,446
長期貸付金	33,518	繰越利益剰余金	2,200
長期前払費用	1,442	自己株式	43,246
前払年金費用	16	評価・換算差額等	△ 2,269
その他の	6,240	純資産合計	82,183
その他の	2,316	負債及び純資産合計	236,796
資産合計	236,796		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2018年12月1日から 2019年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		190,064
売上原価		160,925
売上総利益		29,139
販売費及び一般管理費		23,318
営業利益		5,820
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,613	
その他の	407	2,020
営業外費用		
支払利息	420	
その他の	1,840	2,260
経常利益		5,581
特別利益		
固定資産売却益	3	
子会社清算益	475	479
特別損失		
固定資産除売却損	131	
投資有価証券評価損	172	
子会社株式評価損	977	1,281
税引前当期純利益		4,778
法人税、住民税及び事業税	884	
法人税等調整額	△19	864
当期純利益		3,914

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年1月22日

株式会社不二越  
取締役会 御中

### E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 均 ①  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 ①  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二越の2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年1月22日

株式会社 不二越  
取締役会 御中

### E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 均 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二越の2018年12月1日から2019年11月30日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年12月1日から2019年11月30日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年1月24日

株式会社 不二越 監査役会

常勤監査役 山 田 寛 ①

常勤監査役 堀 将 志 ①

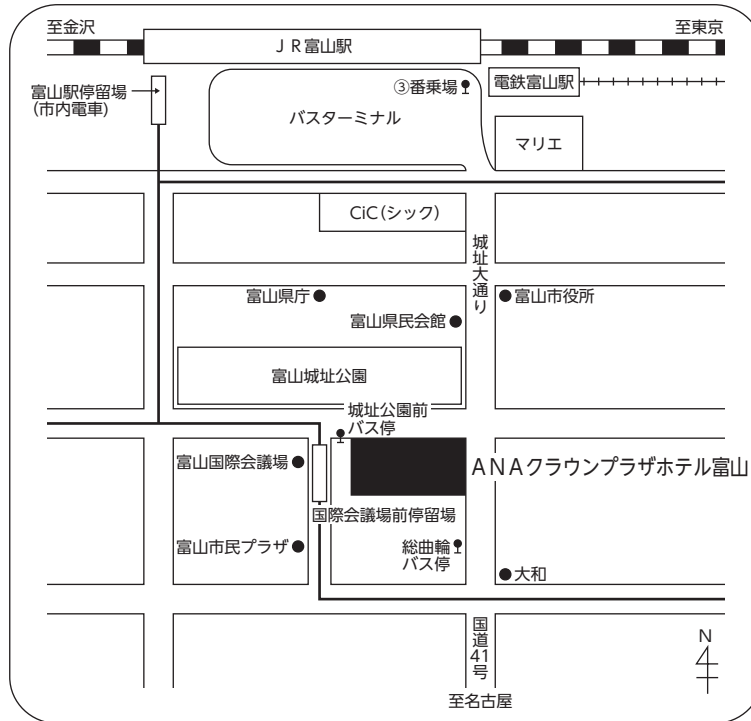
常勤監査役  
(社外監査役) 山 崎 昌 一 ①

監 査 役  
(社外監査役) 飯 村 北 ①

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間  
富山市大手町2番3号  
電話(076)495-1111(代)



- 交通
- ・ JR富山駅から、城址大通りを徒歩で約15分、またはタクシーで約5分
  - ・ 市内電車「富山駅」停留場から、環状線に乗車、「国際会議場前」停留場下車すぐ
  - ・ 富山駅南口バスターミナル③番乗場から、富山地铁バスに乗車、「城址公園前」バス停下車すぐ
  - ・ 富山空港から、タクシーで約20分、または富山地铁バス富山駅前行に乗車、「総曲輪」バス停下車すぐ

お願い 当会場には専用駐車場の用意がございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。